プラザ及び地区プラザ設置運営要綱 社団法人鹿児島県工業倶楽部

(プラザ及び地区プラザの設置、目的及び構成)

- 第1条 この法人の会員相互の親睦を深め、異業種中小企業者等による新分野の開拓を促進し、中小企業の創意ある向上発展を図ることを目的に、緩やかな交流組織として、プラザ及び県内各地に地区プラザを設置できるものとする。
- 2 プラザ及び地区プラザ(以下「プラザ等」という。)は、会員の中から希望する者をもって構成する。
- 3 この法人の会員は、一つのプラザ等への加入に努めるものとする。この場合、プラザと地区プラザとの重複加入は自由とする。
- 4 プラザ等の目的、総意等を取りまとめ、この法人の会員5名以上をもって組織を設立 するとき及び組織の廃止、統合等については、正副会長会の議を経て遅滞なく理事会の 承認を得なければならない。
- 5 プラザ等の代表は、プラザ等の運営に支障を来していると判断される場合、他のプラ ザ等との統合等に関して事業委員会に協議できるものとする。

(事業)

- 第2条 プラザ等は、次のいずれかの事業を行うものとする。
 - (1) プラザ等参加者相互の交流及び情報交換
 - (2) 資質向上のための研修・講演会等の開催
 - (3) 先進企業・事業所又は先進地等の視察、見学
 - (4) 新分野の調査研究又は情報の収集・提供
 - (5) この法人が行う事業への協力
 - (6) その他、前各号の目的達成のために必要な事業

(プラザ等の代表又は世話人)

- 第3条 プラザ等に、代表1名を置く。また、必要に応じ、世話人若干名を置くことができる。
- 2 プラザ等の代表又は世話人は、プラザ等会員の中から互選する。
- 3 プラザ等の代表は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 プラザ等の世話人は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、前項の職務を代理する。
- 5 プラザ等の代表及び世話人は、プラザ等の組織並びに事業の企画・運営の円滑化に努 めるものとする。

(プラザ等の代表又は世話人の任期)

第4条 プラザ等の代表又は世話人の任期は、2年とし、欠けた場合の任期は、前任者の 残存期間とする。ただし、再任を妨げない。 (プラザ等の開催)

- 第5条 プラザ等の開催については、代表が案内する。
- 2 プラザ等の代表は、情報発信に努めながら、事業が円滑に推進できるように配慮するものとする。
- 3 プラザ等は、少なくとも年2回以上開催するものとする。
- 4 プラザ等の会員は、必要があると認めたときは、何時でも代表に対し、プラザ等の開催を請求することができる。
- 5 プラザ等の開催実績については、開催後、遅滞なく事務局を通じて理事会へ報告するものとする。

(要綱の改正)

第6条 この要綱を改正するときは、理事会の議を経て行う。

付則

この要綱は、平成16年12月14日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年7月14日から施行する。